

# 牧畠美農里プロジェクト 広域協定の設立と 広域活動組織の運営方針（例）

令和7年6月

高めよう 地域協調の力！



牧之原畠地総合整備土地改良区

# 目次

1. 広域活動組織の必要性
2. 広域活動組織のメリット・デメリット
3. 広域活動組織設立準備委員会
4. 広域活動組織設立のスケジュール
5. 広域活動組織運営の基本的な方針
  - ① 区域設定
  - ② 組織構成、運営体制
  - ③ 交付金の運用方針
  - ④ 外部発注の範囲
  - ⑤ 日当、機械借上等単価の設定
6. 事務委託と事務員・事務所
7. 広域活動組織の運営方法
8. よくある質問



# 1. 広域活動組織の必要性

用水組合や集落単位等の比較的小さなまとまりで活動組織を設立した場合、高齢化や農業者の減少が進行すると、共同活動の人手が不足するなどの問題が生じることがあります。また、用水組合や集落の課題解決や活性化につながる何か新しい取組を始めようとしても、ノウハウを持つ人が身近にいなければ、なかなか実現には至りません。そのままでは共同活動が立ち行かなくなり、いずれ用水組合・集落としての機能が失われてしまうかもしれません。

こうした状況を改善する手段の一つが、多面的機能支払交付金による活動組織の広域化です。同じ問題を抱える近隣の用水組合・集落等や既存の活動組織が連携し、事務を集約して効率的に処理したり、用水組合・集落等がもつ人材や知識・経験を提供しあったりすることで組織力を強化し、活動を維持・発展させることができます。

また、活動組織が抱える問題は、活動組織の広域化で解決できるかもしれません。今は問題として顕在化していなくても数年後のことを考え不安がある場合には広域化を考えてみてはいかがでしょうか。

- ・共同活動を実施しようとしても、なかなか人が集まらない。・組織のリーダーや役員のなり手がいない。
- ・組織内の特定の人物に事務処理等の負担が集中している。・組織の運営体制の世代交代が進まない。
- ・集落の立地等条件の違いにより活動内容に不均衡が生じている。
- ・耕作放棄地対策や鳥獣害対策など、地域の新たな課題に対応するための活動を行いたいが、どうしたらいいか分からない。
- ・学校教育や企業等と連携した活動を行いたいが、きっかけや伝手がない。

## 広域活動組織とは

旧市区町村区域等の広域エリアにおいて複数の用水組合及び既存の活動組織（以下「組合等」という。）及びその他関係者の合意により、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理等を実施する体制を整備することを目的として設立される組織です。

## 取組の方向性

全域を対象に周知活動を行うとともに、スピード感を持って効果促進を図るため、多面的機能支払交付金を未取組の用水組合を主な構成団体とし、スケールメリットを生かした広域協定を地区単位(合併前の旧市町)に設立するものです。

## 広域活動組織を設立

## 広域活動組織

- ・用水組合を主体とした組織構成。
- ・用水組合の運営基盤の強化、長寿命化対策。
- ・運営委員会を設置し、組織運営を行う。
- ・事務を土地改良区に委託、事務員の雇用。
- ・農地・農道・水路を地域全体で保全管理。



# 2. 広域活動組織のメリット・デメリット

## ●広域化による集落等・活動組織のメリット

### ＜活動の継続、新規実施＞

- ・単独では地域資源の保全管理が難しくなった集落を取り込み、集落間連携により活動を継続することが可能。
- ・これまで農地維持のみに取り組んでいた集落においても、資源向上などの新たな活動に取り組みやすくなる。
- ・未取組集落が新たに活動を開始したい場合、広域活動組織に取り込むことで、単独で設立する場合に比べて設立や申請に係る手續等の労力が少なくて済む。

### ＜事務負担軽減や経費の合理化＞

- ・各集落等が個別に実施していた交付申請、活動報告、会計処理、工事の外注手続き、保険加入等の事務作業を事務局に集約することで、各集落の事務作業の負担を減らすことができ、構成員は活動に集中できる。
- ・事務委託や工事発注、資材や物品の購入等をまとめて行うことで、経費の節減が図られる。



### ＜地域における柔軟な交付金の活用＞

- ・施設の補修等を行う際に、老朽化が著しい施設や重要度が高い施設に予算を重点配分することが可能。
- ・自然災害等突発的な事象に対応する際に、交付金の弾力的な運用が可能。
- ・ごく小規模な集落でも、広域活動組織の大きなエリアの中で交付金の配分方法を工夫することで、必要な農地や施設の保全管理を行うことができる。
- ・資源向上支払交付金（長寿命化）において、交付額のメリット措置（上限設定の適用外）が受けられる。

### ＜活動及び地域の活性化＞

- ・集落間連携により、資機材、人材、技術力の融通を行うことで、活動を活性化することができる。
- ・単独ではハードルの高い学校教育や企業との連携による取組が進めやすくなる。
- ・農業基盤整備促進事業や農地耕作条件改善事業等、広域活動組織が事業実施主体となる事業に取り組むことができる。
- ・安定した事務局体制により、他の支援施策が活用しやすくなる。
- ・集落間連携により、地域の農業振興や担い手育成等幅広い効果が期待できる。

## ●広域化したことによって生じる可能性のあるデメリット

### ＜広域活動組織設立時等の調整＞

- ・従前の各組織で決めた交付金の使途や日当単価等のルールを広域活動組織で統一する必要が生じるなど、集落間の調整が必要になる。
- ・資源向上支払交付金（共同）において、補修する箇所が特定の集落に集中したり、環境保全活動に取り組む集落が限られるなど、集落によって取組が偏る場合があるため、統一的なルールづくりや、合意形成方法の工夫など、調整が必要となる場合がある。

### ＜意思決定や意向反映の課題＞

- ・小規模集落や山間部等条件不利地での活動に関する意見が広域活動組織の活動に反映されにくい。
- ・意思決定や集落間調整に時間要するなど機動的な対応に支障が生じる。

### ＜費用負担の課題＞

- ・集落ごとに事務量が大幅に異なる場合など、事務経費にかかる費用の負担割合の問題が生じる。
- ・事務局を設置する場合、各集落等が作成した活動計画や活動報告の確認、市町村に提出する書類の整理及び作成、集落間の調整等の作業に係る運営経費が生じる。

### ＜活動時の課題＞

- ・広域活動組織傘下となることで、事務局任せになるなど参加集落の主体性が弱くなる場合がある。
- ・運営委員会の委員は、運営委員会の会合のほか各集落等の会合にも出席することになるほか、各集落の実績報告の確認や現地確認を行うなどの責任や負担が生じる。



※集落や活動組織は、用水組合に読み替えてご理解ください。2

# 3. 広域活動組織設立準備委員会

## ◆広域活動組織設立に伴う設立準備委員会の設置及び委員構成について

①各用水組合の参加意向確認後に委員予定者により、下記の例に基づき、設立準備委員会を設置します。

②設立準備委員会の委員は、土地改良区役員と総代(用水組合長の代表)を主とし、関係機関等はオブザーバーで参加。

### 広域化準備委員会（仮称）

#### 会長



関係組合等の代表者の中から 1名 (改良区役員)  
(関係機関の代表者でも可)

【役割】

会の招集、統括、検討のとりまとめ役

#### 副会長



関係組合等の代表者から数名 (改良区役員)

【役割】

会長の補佐・代理

#### 委員



関係組合等から各 1～2名※程度 (改良区総代)

※組合等の代表者だけでなく事務担当者を加えることが効果的

【役割】

組合等を代表し検討に参加

組合等の検討結果の説明、意向取りまとめ

#### 事務局



推進主体を担う関係機関…牧之原畠総地改良区

##### 【役割】

- ・広域化の検討をサポート
- ・説明資料等の事務作業
- ・広域協定書、事業計画書の作成
- ・用水組合間の調整

#### オブザーバー



静岡県所管農林事務所・市役所担当課・JA等

##### 【役割】

- ・推進主体の牧之原畠総土地改良区をサポート
- ・必要に応じ、情報提供や検討のサポート（議決権なし）

#### 各組合等・団体



# 4. 広域活動組織設立のスケジュール

◆広域活動組織設立準備委員会は、次の手順を基本に、広域活動組織の運営方針など、広域活動組織の設立のための具体案の検討や、用水組合等への説明と同意取得、設立総会の開催までを担います。

## 1 広域活動組織運営方針等の具体案の検討

- ・広域化対象の各組合の代表者及び事務担当者、関係団体の担当者、市役所等からなる広域化準備委員会（仮称）を立ち上げる。
- ・広域活動組織の運営方針（対象農用地、活動内容、組織構成と運営体制、交付金の運用方針、その他ルール）の具体案について検討を行う。
- ・検討結果を踏まえ、広域協定運営委員会規則、広域協定書、事業計画書の案を作成する。

## 2 各組合等への説明、参加同意の確認

- ・準備委員会での検討結果を各組合等の構成員に説明し、広域活動組織への参加同意を取りまとめる。
- ・各組合等の参加意向を踏まえ、対象農用地の確定、参加同意の最終確認を行う。

## 3 広域活動組織設立

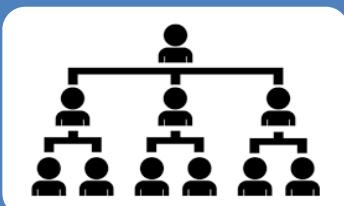
- ・設立委員会または総会で、広域協定運営委員会の設置等について議決を得る。
- ・広域協定運営委員会を開催し、広域協定書や事業計画書等を決定の上、市町村長に広域協定書や事業計画書等を提出し、その認定を受ける。

# 5. 広域活動組織運営の基本的な方針



## (1) 広域活動組織の区域設定と活動の対象農地

- ①県営畠総事業「牧之原○○地区」を区域とし、牧之原畠地総合整備土地改良区受益地である農地を基本とする。
- ②活動期間内に荒廃農地とならない農地とする。又は荒廃農地となっているが活動の対象とする農地。
- ③既存の活動組織が広域協定に参加する場合は、受益地が主となっている畠地の活動組織であることを基本とし、既存の活動組織内での意思統一を図ることを前提とする。



## (2) 広域活動組織の組織構成、運営体制

- ①広域活動組織の組織構成は、畠地用水組合・既存の活動組織、農業者以外の団体(土地改良区・JA・茶イルドスクールを行う小学校等)とし、会長・副会長・会計・監事、事務員による役員会を設ける。
- ②各団体等の代表者により「運営委員会」を設置し、活動計画の内容や、活動報告、収支予算又は決算に関する事項等の意思決定を行う。活動計画や予算・決算、実績報告は、構成する用水組合等に周知を図る。



## (3) 交付金の運用方針

- ①交付金の配分は、「事務運営経費」「課題配分枠」「用水組合等配分枠」の3項目に区分する。
- ②「重点課題配分枠」は、老朽化が著しい又は重要度が高い施設に優先的に予算配分し、緊急時にも活用。
- ③「用水組合等配分枠」の配分比率は、各用水組合の対象農用地面積の比率に基づき決定する。ただし、小規模の組合でも円滑に活動できるよう「最低配分額(○○万円/組合)」を設定することとする。



## (4) 工事等に係る外部発注の範囲

- ①畠地かんがい施設等で機械や電気設備、土木工事が必要な修繕等は、専門的な知識や技術を伴うため、外注を基本とするが、軽微な修繕や農道や農地で構成員により直営で可能なものは、直営施工を検討する。
- ②施設等の長寿命化は、牧之原畠地総合整備土地改良区と協議して計画を策定し、発注等の支援を受ける。
- ③事務処理は、牧之原畠地総合整備土地改良区へ事務委託を行い、専従者による適正な事務業務を行う。



## (5) 日当、機械借上等単価の設定

- ①広域活動組織が構成員に支払う日当や機械借上等の統一した単価を設定し、構成員に周知する。
- ②ただし、既存の活動組織により決まっている単価を継続する場合は、その組織の残存期間が終了するまでとし、その後は広域活動組織で定めた単価に統一する。
- ③用水組合等で活動計画を十分に検討して運営委員会に提出し、単価と数量により適正な予算措置を行う。

# 5. 広域活動組織運営の基本的な方針



## (1) 広域活動組織の区域設定と活動の対象農地

- ①県営畠総事業「牧之原〇〇地区」を区域とし、牧之原畠地総合整備土地改良区受益地である農地を基本とする。
- ②活動期間内に荒廃農地とならない農地とする。又は荒廃農地となっているが活動の対象とする農地。
- ③既存の活動組織が広域協定に参加する場合は、受益地が主となっている畠地の活動組織であることを基本とし、既存の活動組織内での意思統一を図ることを前提とする。

### 広域活動組織の区域

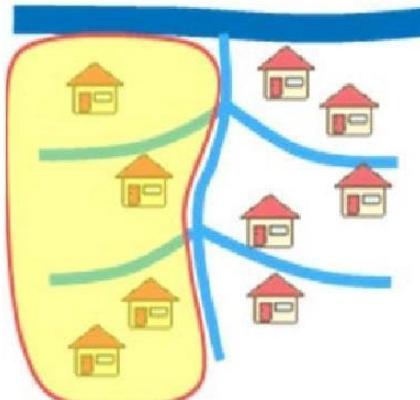
**旧市町単位** = 県営畠総事業の地区単位の畠総受益地を広域活動組織の区域とします。

(仮称)

「牧之原〇〇地区広域協定」

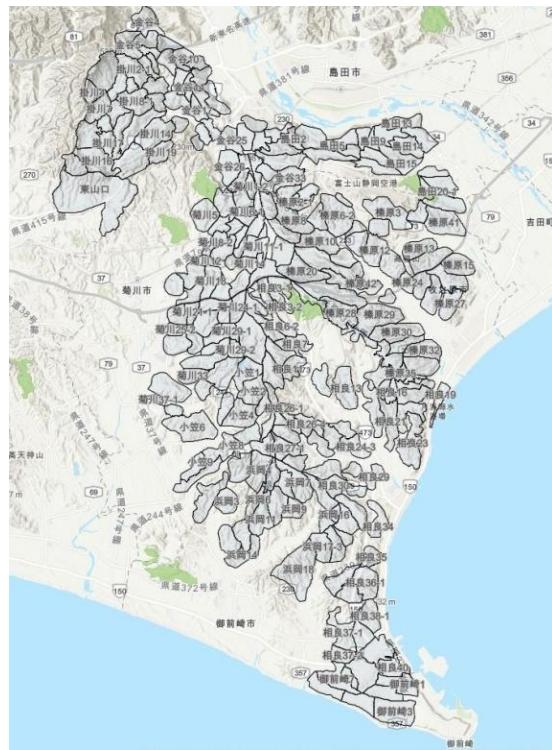
※独自の名称とすることも可

旧市町村単位



### 主構成組織は用水組合

県営畠総事業の地区に関係する畠地用水組合で組織構成



### 既存の活動組織の参加

広域活動組織の設立予定区域内に既存の活動組織があるときは、**既存の該活動組織と十分な意思疎通を図り、内容を理解の下で参加を確認。**

※広域参加にかかる了解事項等は、別紙資料を参照



# 既活動組織の広域協定の参加について

別紙

既に活動を行っている組織が広域協定に参加するかどうかを決めるときには、以下の点をご理解のうえ決定してください。

## 牧之原〇〇地区広域協定(仮称)

### 既存活動組織

集 落

〇〇工区・組合  
〇〇工区・組合  
〇〇工区・組合  
〇〇工区・組合

### 未取組工区の用水組合

〇〇工区・組合  
〇〇工区・組合  
〇〇工区・組合  
〇〇工区・組合  
〇〇工区・組合

### 地域の関係団体

町内会・自治会  
婦人会・PTA・消防団  
学校組織  
農協・茶業団体  
NPO団体

参加意思  
の決定

### 既存活動組織

集 落

〇〇工区・組合  
〇〇工区・組合  
〇〇工区・組合

◎広域協定への参加意思決定パターン ※前提：活動期間等は、広域協定に合わせる  
①広域協定設立時に参加 ②5年の活動期間終了後に参加 ③今の組織で継続する

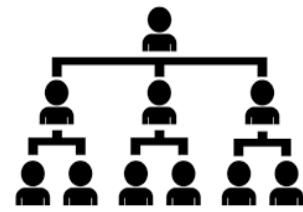
#### ①の場合

- ・原則、繰越金がない状態で参加願います。
- ・現活動期間終了後は、広域協定の残りの活動期間となります。
- ・資源向上支払(長寿命化)は、広域協定全体で計画を策定します。(現在の実施予定の変更)
- ・牧畠受益を基本に計画しているため、水田中心の活動組織の場合は遠慮いただく場合があります。
- ・牧之原畠総土地改良区へ事務委託するため、これまでより活動資金が減額となります。
- ・原則、日当、機械等の借上料は、広域協定の単価に統一となります。

#### ②の場合

- ・現活動期間終了後は、広域協定の残りの活動期間となります。
- ・資源向上支払(長寿命化)は、広域協定全体で計画を策定します。(現在の実施予定の変更)
- ・牧畠受益を基本に計画しているため、水田中心の活動組織の場合は遠慮いただく場合があります。
- ・牧之原畠総土地改良区へ事務委託するため、これまでより活動資金が減額となります。
- ・原則、日当、機械等の借上料は、広域協定の単価に統一となります。

# 5. 広域活動組織運営の基本的な方針



## (2) 広域活動組織の組織構成、運営体制

①広域活動組織の組織構成は、畠地用水組合・既存の活動組織、農業者以外の団体(土地改良区・JA・茶イルドスクールを行う小学校等)とし、会長・副会長・会計・監事、事務員による役員会を設ける。

②各団体等の代表者により「運営委員会」を設置し、活動計画の内容や、活動報告、収支予算又は決算に関する事項等の意思決定を行う。活動計画や予算・決算、実績報告は、構成する用水組合等に周知を図る。

○○市

### 組織構成案

### 牧之原○○地区広域協定(仮称)

農地維持・資源向上(共同・長寿命化)

200ha

活動組織
農地維持
共同活動
長寿命化

○○地区環境保全会
○
○
○

直接広域組織へ用水組合として参加
○
○

集落 (大字)
○

○
○

○
○
○
○
○

工区
組合名
受益面積
施設状況

1
○
○
○
○

3
○
○
○
○

3 st

3 st

2st

2st

1st

1st

1st

1st

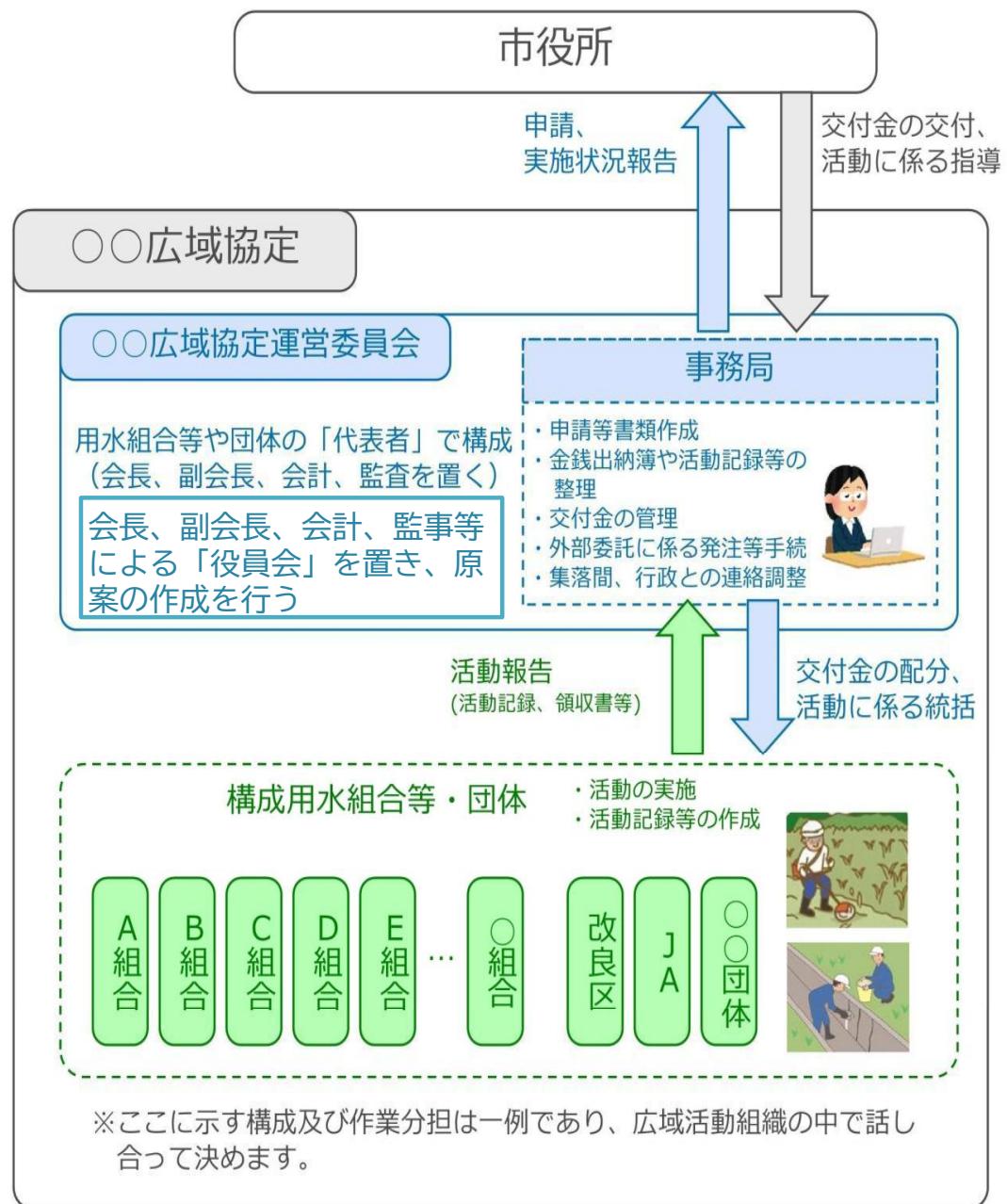
学校  
農協  
土地改良区  
関係団体

# 5. 広域活動組織運営の基本的な方針

用水組合等及びその他の団体の代表者等で構成される広域協定運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置し、活動計画の内容や活動報告、収支予算又は決算に関する事項等を決定します。

各組合等又は団体は、年度の活動計画を立て運営委員会に提出し、この計画に基づき活動を実施するとともに実施状況を報告します。

項目	広域活動組織
区域内の農用地面積の要件	200ha程度
構成員	①用水組合又は活動組織若しくはその構成員 ②その他の者（地域住民、団体等）
意思決定機関	広域協定運営委員会 (各組合等の代表者(委員)で組織される会合) ※各組合等においても合意形成は必要。
議決方法	委員の過半数(委任状含む)の出席で委員会が成立、出席委員の過半数で議決。 ※委員とは協定に参加する用水組合及びその他団体の代表者を示す。
特別議決	出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決が必要。ただし、協定参加団体の除名及び協定の変更又は廃止は、全員による議決が必要。
交付金の流れ	市町村→運営委員会→各組合等(必要に応じて)
活動報告・確認の流れ	各組合等→運営委員会→市町村



# 5. 広域活動組織運営の基本的な方針



## (3)交付金の運用方針

- ①交付金の配分は、「事務運営経費」「課題配分枠」「用水組合等配分枠」の3項目に区分する。
- ②「重点課題配分枠」は、老朽化が著しい又は重要度が高い施設に優先的に予算配分し、緊急時にも活用。
- ③「用水組合等配分枠」の配分比率は、各用水組合の対象農用地面積の比率に基づき決定する。ただし、小規模の組合でも円滑に活動できるよう「最低配分額(○○万円/組合)」を設定することとする。

項目	内 容	方 針 (案)
農地維持+資源向上(共同)	事務運営経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・事務所や運営委員会・役員会の事務・管理費等の広域活動組織の運営に必要な共通的経費（事務員人件費費、役員報酬、旅費日当、印刷製本費、会議費、消耗品費、事務所賃貸借料、水道光熱費等）</li><li>・事務所費は、各組合等が事務局に依頼する事務作業量を踏まえて必要額を算定する。</li><li>・交付金総額から<u>「事務運営経費」</u>を控除後の金額を「<u>重点課題配分枠</u>」と「<u>用水組合配分枠</u>」に配分する。</li></ul>
	重点課題配分枠	<ul style="list-style-type: none"><li>・重要な施設の補修・更新や環境保全活動などの地域の共通課題に対応するための活動に係る経費</li><li>・施設の補修・更新等を行う際に、老朽化が著しい又は漏水等の重要度が高い施設に優先的に予算を配分する。機能診断結果に基づき、活動期間の中で施設の補修・更新を行う順番や実施時期を決定。<u>ポンプ整備点検及び漏水等の修繕費の確保</u>する。</li><li>・地域住民との交流活動、学校教育や企業との連携など、広域活動組織全体として実施する活動費用は、全体経費として支出。</li></ul>
	用水組合配分枠	<ul style="list-style-type: none"><li>・組合等が行う活動に係る経費。各組合等に配分し、実施した活動に応じて支出する。</li><li>・別途、小規模組合等の活動費を確保するための基礎配分枠を設ける。</li><li>・各組合等の活動面積を基本に配分するが、各組合等の取組内容が異なる場合など、<u>必ずしも各組合等の面積や交付額の比率と同一とならない</u>。</li><li>・活動面積が小規模な組合等については、<u>最低額として○○万円</u>を配分する。</li></ul>
(長寿命化) 資源向上	施設等の長寿命化対策	<ul style="list-style-type: none"><li>・畠地かんがい施設の長寿命化対策を中心として、施工後の経年数や施設の状態を踏まえて計画的に対策工事を行う。</li><li>・必要に応じて防霜ファン、農道の舗装等の必要な整備を行う。</li><li>・畠地かんがい施設の長寿命化対策に係る実施計画の策定にあたっては、牧之原畠地総合整備土地改良区の補修整備計画の整備内容を基本とし、策定の協力と技術指導を土地改良区が行う。</li><li>・また、区域内の施設に係る整備を必要に応じて行う。</li></ul>

# 5. 広域活動組織運営の基本的な方針



## (4)工事等に係る外部発注の範囲

- ①畠地かんがい施設等で機械や電気設備、土木工事が必要な修繕等は、専門的な知識や技術を伴うため、外注を基本とするが、軽微な修繕や農道や農地で構成員により直営で可能なものは、直営施工を検討する。
- ②施設等の長寿命化は、牧之原畠地総合整備土地改良区と協議して計画を策定し、発注等の支援を受ける。
- ③必要に応じて土地改良区OBや建設業者OB等による「活動支援班」を設置する。

### 工事1件当たり200万円以上になるときは…

※令和元年度から、交付金の効率的かつ効果的な執行の観点から、原則として「工事1件当たりの費用は200万円未満」とします。

200万円以上の工事を実施する場合には、「長寿命化整備計画書※」を策定して活動計画書に添付し、市町村へ提出して審査を受ける必要があります。

なお、200万円以上の工事については、ほかの長寿命化対策に係る事業の活用も考慮し、適切に事業の選択を行ってください。

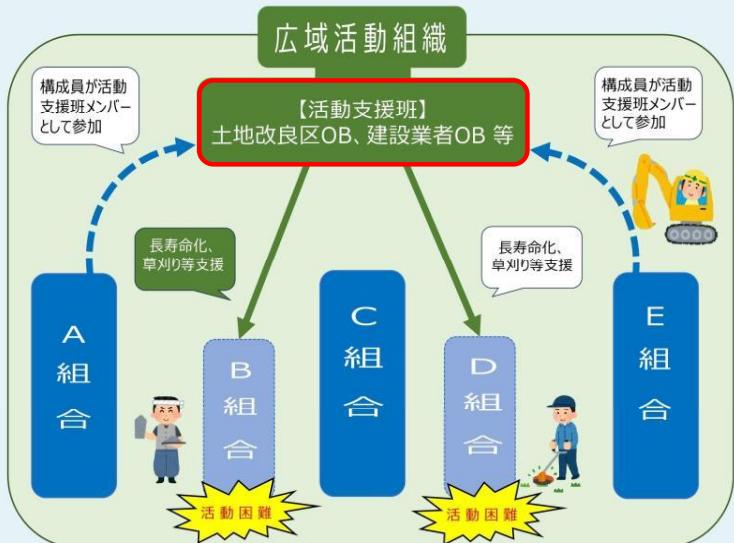
※長寿命化整備計画書とは、長寿命化対策を行おうとする施設の名称、機能診断結果、活動内容、概算事業費、位置等を記載したもの。

資源向上支払の長寿命化においては、あらかじめ機能診断を行って、計画的に実施することが重要だよ！



計画の策定状況

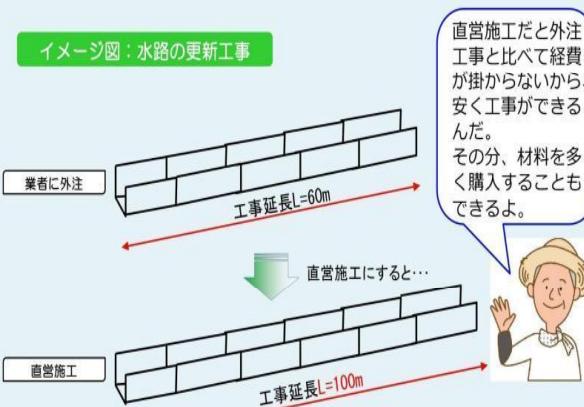
【活動支援班による支援体制のイメージ】



### 直営施工にはメリットがいっぱい！

- 農業者や地域住民により直接工事を実施することで、同じ事業量であれば外注工事より**安く施工**できる。

#### イメージ図：水路の更新工事



- 水路や農道の補修・更新を行うと、**目に見える効果が現れ、自分たちの手で地域を良くする意識が高まり、共同活動も活性化する。**

- 多くの作業経験を通して**技術が習熟**されていく。また、**地域外でも通用する技術の蓄積**により「**自分たちでもできる**」という、直営施工の拡大に対する意欲が湧く。

- 自分たちが直接施工することから、その場で施工の微調整をするなど**使い勝手の良いモノ、自分たちが納得したモノができ**、手戻りがない。

- 活動組織で管理する農業用施設とその他の施設との区分が明確になり、協議や契約等に必要な調整が円滑にできる。

- 直営施工を通して**多くの仲間ができる**、情報交換や相互協力意識の向上が図られる。これにより**地域コミュニティの活性化**が図られる。

- 重機の個人所有や技術的な資格・技能の保有状況が活動組織内に共有され、**多面的機能支払交付金の活動に限らず、自治会等の地域の活動全般においても、人材の融通が利く**ようになる。

### 水路（開水路、パイプライン）の補修

- ひび割れや部分的な欠損、目地の劣化やコンクリート表面の摩耗、ひび割れ、はく離に対する補修対策。
- 水路本体の沈下などによる溢水が生じた場合に水路側壁を嵩上げする。
- U字フリームなど開き水路の再布設。
- 分水挿などの補修
- 土側溝にフリームなどを布設
- 安全施設（転落防止のフェンスや立ち入り防止のための柵等）の補修及び設置



### 農道の補修

- 路肩及び法面に侵食や土砂崩壊に対する補修対策。
- 老朽化による舗装の凹凸、轍、ひび割れに対する舗装の一部打ち替え
- 農道側溝の部分的な欠損や側壁の倒壊、目地の劣化等に対する補修。
- 未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト等）
- 側溝ふたの設置
- 土側溝にフリームなどを布設



### ため池の補修

- ため池の洗掘箇所や漏水箇所の補修
- 安全施設（転落防止のフェンスや立ち入り防止のための柵等）の補修及び設置

### その他

- 都道府県知事が策定する要綱基本方針に位置付けた活動



# 5. 広域活動組織運営の基本的な方針



## (5)日当、機械借上等単価の設定

- ①広域活動組織が構成員に支払う日当や機械借上等の統一した単価を設定し、構成員に周知する。
- ②ただし、既存の活動組織により決まっている単価を継続する場合は、その組織の残存期間が終了するまでとし、その後は広域活動組織で定めた単価に統一する。
- ③用水組合等で活動計画を十分に検討して運営委員会に提出し、単価と数量により適正な予算措置を行う。

◇以下の金額は一例であり、社会通念上の相当性を考慮し、広域活動組織内で検討し規定として整備する。

作業時の機材借上料（半日）	
機 材	金額（円）
軽トラック(ダンボ)	2,000円
1t以上トラック(ダンボ)	3,000円
チェーンソー	1,000円
草刈り機	1,000円
ハンマーナイフ	3,000円
スパーダーモア	2,000円
バックホー	3,000円
ユニック	3,000円
動力噴霧器	2,000円
手動噴霧器	1,000円

作業時の日当(時間当たり)	
参加者	金額（円）
1人	1,200円

会議時の日当(時間当たり)	
参加者	金額（円）
1人	1,200円

役員年報酬	
役 職	金額（円）
会 長	60,000円
副会長	30,000円
会 計	18,000円
監 事	18,000円
運営委員	6,000円

※原則、機材借上料に機材使用にかかる燃料及び刃等の消耗品を含むものとする。

# 6. 事務委託と事務員・事務所

〇〇〇地区 広域協定  
〇〇〇地区 広域協定  
〇〇〇地区 広域協定  
〇〇〇地区 広域協定

## 事務委託 (交付金を活用)

◇土地改良区で  
事務員（各市1名）  
を雇用(週3日程度)  
拠点事務所に駐在



(牧之原畠地総合整備土地改良区)

### ◆ 広域協定事務所について ◆

広域協定の事務は、土地改良区が広域協定から事務委託を受け、事務員を雇用した体制づくりを行うとともに、事務所の設置は、各広域協定の活動区域内の公共施設内等に置く、又は活動区域に近い受益管内に設置する方針とします。

また、下記のメリットから6活動組織の事務所を1箇所に集約して、活動の拠点化を図っていくことも含めて検討しています。

#### ～事務所の集約と拠点化のメリット～

- ✓ 事務処理の共通化と質の向上
- ✓ 広域協定間の情報共有によりスムーズな連携
- ✓ 広域協定の拠点が地域活動のハブに！
- ✓ 事務所維持費の軽減と機材の共同利用、一括管理



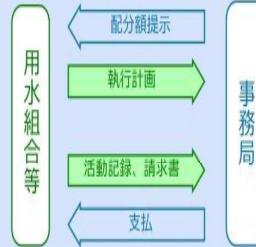
# 7. 広域活動組織の運営方法（モデル例）

## ●各用水組合等に配分する交付金の管理方法について

・事務局が一括管理するケースと、組合で管理するケースがあります。

### ＜事務局が一括管理＞

・組合ごとの口座管理や金銭出納簿の作成が不要なため、大幅な事務負担の軽減につながるほか、活動実績に応じた都度払いとすることで、年度途中における交付金の弾力的な運用が可能となります。



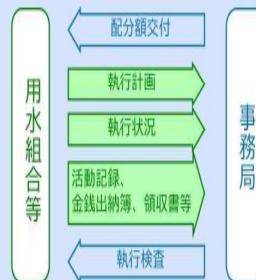
① 年度当初に事務局が各組合に配分額を提示。

② 各組合は、活動計画に基づいて活動を実施後、日当支払の根拠資料となる活動記録、資料・物品購入や外注に係る請求書等を事務局に提出。

③ 事務局が、活動記録や請求書等の書類を確認後、各組合に日当等を支払う。

### ＜組合で管理＞

・組合が交付金を自由に采配できます。



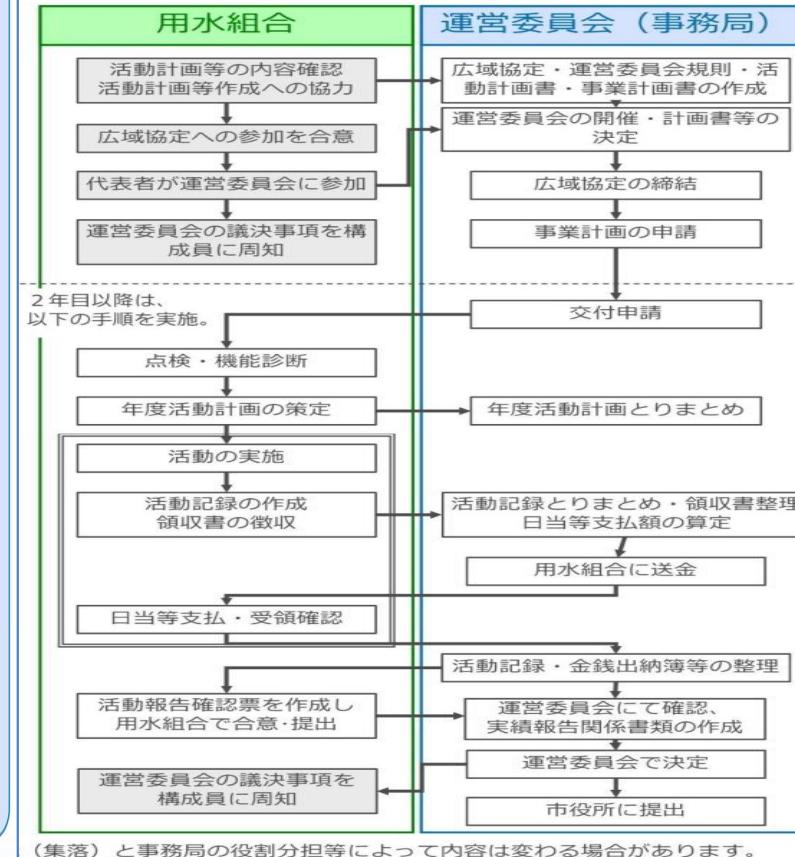
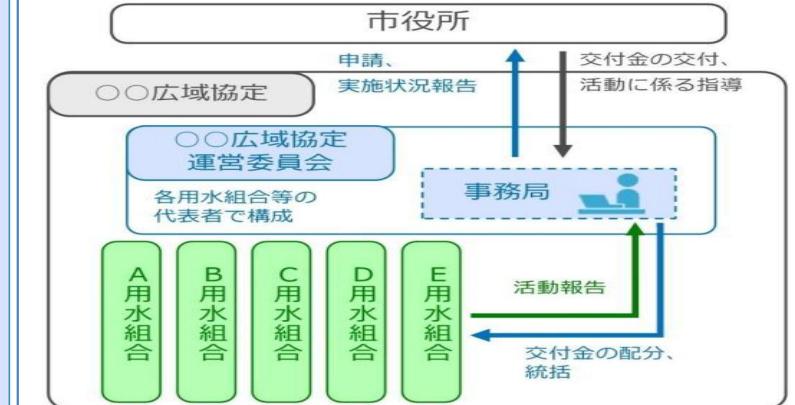
① 年度当初に事務局が各組合に配分額を交付。

② 各組合は、活動計画に沿って執行し、定期的に執行状況を事務局に報告。

③ 各組合は、毎年度、活動記録、金銭出納簿、領収書等を提出。

④ 各組合は、事務局の執行検査を受検。

## 活動と交付金の流れ



## 事務作業と書類作成の流れ

### 用水組合

用水組合は、運営委員会の議決事項について、構成員に周知するほか、毎年度の活動計画及び活動報告について用水組合内の同意を得る。

### 運営委員会（事務局）



### 年度当初



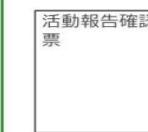
### 年度当初

(整理)

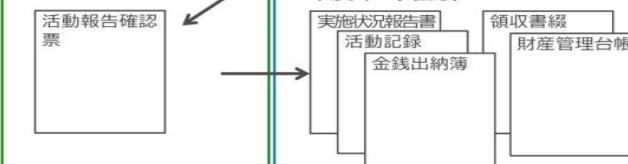


### 活動実施時

(整理)



### 年度末（確認）



※上図は一般的な流れを示したものであり、活動組織（集落）と事務局の役割分担等によって内容は変わることがあります。

# 7. 広域活動組織の運営方法（広域活動組織の方針）

認定申請（変更を含む）から実施状況報告書の提出までの事務処理の流れ及び用水組合と広域事務所の業務分担は下表のとおりとします。

実施時期	広域協定が行うべき事務	用水組合	広域事務所 (改良区)	説明
初年度	①認定(変更)申請書の作成		●	設立準備会又は運営委員会で作成、提出
	②交付申請書の作成・提出		●	設立準備会又は運営委員会で作成、提出
毎年度	③年間活動計画の作成	●	○	用水組合の活動計画、作業予定者(振込口座)を広域事務所で取りまとめ
	④作業日報の作成	●		用水組合で作業後に作業日報・作業者名簿、機械借上等を提出
	⑤写真撮影	●		用水組合で作業写真を撮影し、広域事務所へ提出
	⑥活動費の支払い		●	作業日報に基づき日当等を個人へ振込、又は用水組合へ振込
	⑦機能診断記録票の作成	●	○	機能診断記録を広域事務所へ提出。広域事務所で取りまとめ
	⑧活動記録の作成		●	広域事務所で一括作成
	⑨金銭出納簿の作成		●	広域事務所で一括作成
	⑩実施状況報告書の作成		●	広域事務所で一括作成
	⑪工事発注～完成検査		●	突発修繕は用水組合と運営委員会で調整、長寿命化計画に基づき発注、役員等で検査
	⑫工事設計		●	必要に応じ、土地改良区で設計、又は広域事務所で外注等の手続きを実施
	⑬財産管理台帳の作成		●	広域事務所で作成
	⑭中間検査・履行検査の受検		●	広域事務所で受検
	⑮実施状況報告書類の提出・修正		●	広域事務所で対応

# 7. 広域活動組織の運営方法（広域活動組織の方針）

資源向上（施設の長寿命化）等による工事等の契約及び発注業務の流れと業務分担は、下記のとおりとします。

工事実施の流れ	用水組合	広域事務所 (改良区)	説明
①現地調査・現場確認	○	●	必要に応じて工事予定の施設等を用水組合及び広域事務所にて現地調査する。
②設計書作成	－	●	土地改良事業計画設計基準等、又は見積書に基づき設計書を作成する。
③指名業者選定	－	●	牧之原畠地総合整備土地改良区の入札参加資格をもつ業者より選定する。
④指名通知書発出	－	●	指名した業者に対し、通知書により入札又は見積合わせを通知する。
⑤入札又は見積合わせ	－	●	入札又は見積合わせを執行する。
⑥契約書締結	－	●	指定の様式により、広域協定と業者間で契約者を締結する。
⑦工事等期間中の現場確認	○	●	必要により工事期間中の現場確認を行う。
⑧中間検査・完成検査	○	●	必要により中間検査及び、完成検査を用水組合と広域協定役員により実施。
⑨検査結果通知書発出	－	●	検査結果を所定の様式により発出する。
⑩請求書受領・代金支払	－	●	業者から請求書を受領後、所定の期間内に代金を支払う。
⑪財産管理台帳作成	－	●	必要により財産管理台帳に記帳する。

牧之原畠地総合整備土地改良区定款・規約・契約規程等に基づいた契約手続きを行うこととし、130万円を超える工事については、原則入札を行う。（状況に応じて随意契約又は単独随意契約を行うことができる）

また、40万円以下の工事については、契約手続きを省略することが可能とする。

直営で作業が行えない場合は、業務委託契約により、業者等へ外注することができる。

# 8. よくある質問 Q&A

**Q** 今までの活動組織で行っていた活動は、広域化した後もそのまま継続できますか。

**A** 集落等における活動内容は各集落等で決めることとなるため、基本的には今までと同じ活動ができます。ただし、同様の活動を行う他集落等と比較して交付金の使途や単価に著しい不均衡が認められるなど、集落間の話し合いにより適正な水準に調整することが必要となる場合もあります。

**Q** 事務局の経費として、交付金の中からどの程度支出する必要があるのですか。

**A** 事務の内容にもよりますが、事務処理に必要な作業時間に応じた金額を基に経費を算定しているのが一般的です。

この金額は、他地区の事例や既存の活動組織における事務作業の実績から算定することとし、最終的には、事務局の扱い手及び参加各集落等との話し合いにより決定することとなります。

活動費が少なくなるということで難色を示される方も中にはいるかもしれません、既存の組織で実際に事務を担当していた方に意見を聞くなど、その妥当性や必要性を組織の皆さんに理解してもらえる説明を心がけましょう。

**Q** 合併する既存組織の活動期間の終期が異なる場合、広域活動組織の活動期間はどのように設定すればよいのですか。

**A** 活動期間の終期を既存の活動組織の中で最も新しく設立したものに合わせるか、広域活動組織の設立年度以降の新たな5年間とするかのいずれかとなります。ただし、広域活動組織の設立時点において活動期間の終期を迎えていない既存の活動組織においては、以下に留意する必要があります。

- 遷及返還期間が従前の活動期間の始期のままである
- 地域資源保全管理構想の策定期限は従前の活動期間の終期のままである

**Q** 活動組織で事務処理負担の軽減を図るために事務員を雇用し、交付金から賃金を支払う場合、有給休暇（夏季特別休暇等）や賞与の支払いはどのようにすればよいのですか。

**A** 多面的機能支払の事務局において専任職員を配置（雇用）する場合には、その給与・待遇について、以下に留意する必要があります。

- 給与は、構成員の日当や事務作業アルバイト等の賃金と比較して適正である
- 労働法制度等を遵守する

職員の給与、賞与、時間外手当、法定福利費等は、雇用契約に基づいて支払うこととなり、これらは交付金から支出が可能です。

具体的な給与の算定、年次有給休暇の付与日数等、労働条件に関する事項は、各都道府県の労働部局にご相談ください。



Facebook



Instagram

@midorinetmakinohara



X (旧 Twitter)

@midorinetmaki



YouTube

@midorinetmakinohara

## 牧之原畠地総合整備土地改良区

〒427-0047 静岡県島田市中溝町1726-4

TEL:0547-36-8000 FAX:0547-36-0830

Mail: [hatasou@midorinet-makinohara.com](mailto:hatasou@midorinet-makinohara.com)

URL: <https://midorinet-makinohara.com/>